

いきいき茨城ゆめ国体笠間市休憩所設置運営要項

1 目的

この要項は、第 74 回国民体育大会笠間市歓迎・接伴基本計画に基づき、いきいき茨城ゆめ国体における休憩所の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

設置場所は、各競技会場に原則として 1 箇所とする。

3 開設期間

開設期間は、各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 30 分後までとする。

ただし、いきいき茨城ゆめ国体笠間市実行委員会は、実情に応じて開設時間を変更することができる。

5 業務内容

- (1) ドリンクコーナー開設準備及び運営に関すること。
- (2) 湯茶接待に関すること。
- (3) その他休憩所の運営に関すること。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。